

殊に非常を禁すべき地なれば也といへり、尾張を混と書は、尾閑を混濁とも書しに据なり。〔古事記傳二十七〕尾張國名義未思得す。萬葉十三に、小沼田之年魚道之水乎云々、此沼字は治の誤小治田連藥等八人賜姓尾張宿禰とあると合せて思へば、尾張を小治田とも云しか、若然らば、即羽張の約まりたる名かとも思へど、此國名は、倭建命より前にあり、又彼劍もと大蛇の尾より出たるに就て云る説もあれど、あたらず、又國形の南方へ長く尾の張たる故の名と云もいかゞ、又此國の風土記と云物に、終の意に云ることあれど、其説さだかに聞えがたし、凡て此風土記はやゝ後の物なり。

〔古事記傳二十一〕尾張連○中此氏の本居は、大和國葛城なり。○中書紀神武卷に、高尾張邑、或本云葛城邑也、また高尾張邑云々、因改號其邑曰葛城とあるは、高尾張と云は、葛城の本名と聞ゆれば、國名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、彼國に下住居し故に、其本居の名を取て國名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武卷の趣は、一の傳へにて、實は天火明命の子孫葛城に住居けるが、尾張國造になりて、彼國に下り居住し人ありし縁によりて、其國名を取て、本居の葛城を高尾張邑とも云けむを、誤て本名の如く傳へ云しなるべし、但しこれらは、今己が思ひよれることにて、たしかには定めがたけれども、とまれかくまれ、葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由縁なる事は、違はざるなり。

〔諸國名義考上〕尾張

和名抄に、尾張乎波里國府在中島郡名義は○中、こは十擧劍より負し名なるべし、その故は、古事記に故所斬之刀名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張とあるは、草薙劍にはあらねど、尾羽張とは劍先の巾廣きを云るよし、古事記傳に見えたる、か、れば草薙劍も、劍尾の巾張たるゆゑにやゑか號けむ、天之波士弓、天之羽々矢、また八坂瓊の玉など、みなひとつの名にあらぬをも合せ思ふべし。

〔尾張志〕國號及本基の總論○中

尾張と號たる故縁は、古傳を失ひて知りがたし。○中按するに、郷の名より出て國の大號となれ